

裁 決 書

審査請求人 X

処 分 庁 葛飾区長

審査請求人が令和3年9月21日付けで提起した処分庁による選挙公報の未配布に係る審査請求について、次のとおり裁決する。

主 文

本件審査請求を却下する。

事案の概要

審査請求人は、東京都議会選挙における選挙公報が配布されなかったこと（以下「本件未配布」という。）を不服とし、令和3年9月21日付けで審査請求（以下「本件審査請求」という。）を提起した。

審理関係人の主張の要旨

審査請求人の主張

審査請求書における審査請求人の主張の要旨は、おおむね次のとおりである。

東京拘置所に被告人として勾留中のため令和3年7月4日執行の東京都議会議員選挙の不在者投票を申請しているところ、拘置所内に選挙公報も配布されず、立候補者に関する情報を与えられないまま投票することは、公職の選挙権を保障する日本国憲法第15条、適

正手続を保障する日本国憲法第31条の趣旨に照らし、著しく妥当を欠くので、本件審査請求を提起する。

理 由

1 本件未配布の処分性について

本件未配布が「処分その他公権力の行使に当たる行為」（行政不服審査法（平成26年法律第68号。以下「法」という。）第1条第1項及び第2条）に該当するか否か検討する。

審査請求の対象は、法第1条第1項の規定により行政庁の違法又は不当な処分その他公権力の行使に当たる行為とされ、同項の「処分その他公権力の行使に当たる行為」とは、行政事件訴訟法第3条第2項の「処分その他公権力の行使に当たる行為」と同義であり、行政庁が行う行為のうち、その行為によって、直接国民の権利義務を形成しまたはその範囲を確定することが法律上認められているものと解されている（昭和39年10月29日最高裁第一小法廷判決、昭和43年4月18日最高裁第一小法廷判決）。

本件未配布は、事実上の行為にすぎず、審査請求人の権利義務を形成し、又はその範囲を確定することが法律上認められている行為ではないから、審査請求の対象となる「処分その他公権力の行使に当たる行為」に当たらない。

2 結論

以上のおおりに、本件審査請求は、不適法であって補正をすることができないことが明らかであることから、法第24条第2項及び第45条第1項の規定により、審理手続を経ずに主文のおおりに裁決する。

令和3年12月7日

審査庁 葛飾区長 青 木 克 徳

- 1 この裁決については、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、葛飾区を被告として（訴訟において葛飾区を代表する者は葛飾区長となります。）、裁決の取消しの訴えを提起することができます。ただし、この裁決の取消しの訴えにおいては、不服申立ての対象とした処分が違法であることを理由として、裁決の取消しを求めることはできません。
- 2 上記の期間が経過する前に、この裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、裁決の取消しの訴えを提起することはできなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても裁決の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。